## 第4次芦屋町総合振興計画(後期基本計画)に関する パブリック・コメントの結果の公表について

第4次芦屋町総合振興計画(後期基本計画)の素案に対するパブリック・コメント(意見募集)を行った結果の概要は以下のとおりです。

## 1.実施期間

- ・ 平成17年11月15日(火)~平成17年11月30日(水)(16日間)
- ・ 町ホームページは、11月10日(木)掲載、広報あしやは11月15日号掲載
- 2. 意見提出件数 4名 7件
- 3. 応募方法別件数
  - ・ 郵送1件、持参2件、電子メール0件、ファックス1件、計4件
- 4. 意見の概要と町の考え方について
  - ・ 別紙のとおり

## 4.意見の概要と町の考え方について

| 番号 |                       | 意見  | 町としての回答   |
|----|-----------------------|---|---|
| 1  | 第1章 第2節<br>道路·交通·交通安全 | 危険なため、車椅子でも安心して通れる道路勾配<br>にできませんか。  | 道路の整備については、主要施策「2.各種道路の整備」に記載していますように、バリアフリー化等の改良工事により、交通安全の確保を図ることにしています。しかし、ご意見の個所は、区間が短いため緩やかな勾配の取り付けは難しいと考えます。  |
| 2  | 第1章 第2節<br>道路·交通·交通安全 | 替えがされており、町として道路計画など自由に<br>できることとなったと理解しております。今回、後<br>期5ヶ年計画に組み入れていただきたいのです  | 道路の整備については、主要施策「2.各種道路の整備」に記載していますように、道路の整備やバリアフリー化等の改良工事により、交通渋滞の解消や、交通安全の確保を図ることにしています。しかし、ご意見の個所は、周辺に町道があることから、道路改良について現時点での計画はありません。  |
| 3  | 第2章 第1節<br>農業         | 汐入川農業用水路の浚渫が行われ、冠水の緩和は図れると考えますが、抜本的な解決を図るためには、用水路の改良による拡幅増大が必要ではないでしょうか。護岸上の家屋問題等はありますが、用水路護岸隣接道路の拡幅を含め、過疎地域自立促進事業にて推進できませんか。 | 汐入川農業用水路については、主要施策「4.ため池、農業用水路及び農道の整備」に記載していますように、農業用水の確保と災害の防止を図るため、農業用水路の浚渫を行うこととしています。ご意見の汐入川と裏耕地の間の農業用水路拡幅については、水路左右のコンクリートを削る必要があり、護岸上の民家の擁壁が崩壊する恐れがあります。また、隣接道路が極小になるために道路拡幅の用地買収が発生するなどの問題があり、併せて現在の財政状況からも難しいものと考えられます。 |
| 4  | 第2章 第2節<br>漁業         | 表面に突起があります。障がい者や車椅子に配慮し、観光地に相応しいブロック表面の滑らかなものに改善できないものでしょうか。  | 洞山へ通じる歩道については、主要施策「4 . 観光型漁業の推進」に記載していますように、海の駅を核とした漁港の周辺整備として行うこととしています。<br>この歩道は、景観に配慮して自然石張にて工事を行っております。改修の必要性などについて、今後、検討したいと考えております。   |
| 5  | 第2章 第3節<br>商業         | し、密接な連携のもと、地域商工業の健全な発展<br>に寄与することを共通の目標としております。<br>本来の市町村の商工行政の役割は、大き〈指   | 商業の振興については、主要施策「1.商業の活性化及び近代化の支援」に記載していますように、商工会を中心とした商業の活性化・近代化に対する取り組みを、行政として支援していきます。ご意見の商工業振興計画の策定については、今後の検討課題として、商工会や関係機関・団体との調整・協議を行います。   |

| 6 | 第2章 第3節<br>商業   | 現況・・・芦屋の商業は、このままでは全滅するでしょう! (未期的状態です)<br>基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                                 | 商業の振興については、主要施策「1.商業の活性化及び近代化の支援」に記載していますように、商工会を中心とした商業の活性化・近代化に対する取り組みを、行政として支援していきます。数々の具体的なご提案については、これから商工会や関係機関・団体との調整・協議を行ってい〈際の参考とさせていただきます。街づ〈り推進室については、現在の企画課がこの機能を担っており、出来る限り地域住民の要望を行政施策に取り込んでい〈ように調整・協議を進めます。 |
|---|-----------------|---|---|
| 7 | 第3章 第3節<br>社会福祉 | んな意味があるのでしょうか。なぜなら「障」は訓読みではサワルであり、邪魔するという意味です。「障害」という言葉が、障害者をもし傷つけているというのなら、「障害者」という言葉そのものを変えないと意味がありません。 障害者に対して | 一般的に「害」という字には「悪くすること」「わざわい」などの否定的な意味があることから、障がい者に不快感を与えないように表現を改め、「障がい者」と表記することとします。これは、ハンディキャップを持っている方への差別や偏見をなくしていこうという「心のバリアフリー化」にもつながるものと考えます。また、一般的な表記については、「障がい者」で統一して使用していきます。                                     |